

5. 始末: 臨時後、15日迄準備
時間の撤換を以て。

6. 就其時間中、面会謝絶を以て。
面会自由を許す。

希望条件。
衛生設備完備。

要 求 案 10. 6. 30.

橋本鉄工所

1. 従業時間の弛緩時間制: 復如
くす。

2. 解雇手当支給規定を下の通り制定
す。

1/4年未満日給は10日分支給。
以上1/4月毎に2日分加算。

3. 臨時職工の雇入を以て。

大正10年6月30日。

解 決 案 10. 7. 15.

調停料を倍す。
無条件で解決。